平成 24 年２月 28 日

各　　位

会　　社　　名　スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地　東京都新宿区西新宿七丁目 21 番３号
代　　表　　者　代 表 取 締 役　関戸　明夫
（コード番号 2375、 東証マザーズ）
問 合 せ 先　執 行 役 員 ＣＦＯ　古野　孝志
（ＴＥＬ０３－６８３２－３２６０）

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、平成 23 年 10 月 18 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、PDB マーケティング株式会社より戻入債権請求として１億 2,021 万円を請求されておりましたが、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．判決に至るまでの経緯

本訴訟は、当社子会社が仲介会社を通じて各生命保険契約を締結し、これに関する業務委託費として仲介会社より金員を受領したとしたうえで、今般、当社子会社が各生命保険契約を解約したことに伴い戻入債権が発生したと主張し、当該仲介会社から当該戻入債権を譲り受けたとして、相手方が、当社に対し、戻入債権の支払を求める訴訟を提起したものでありました。

当社は、相手方の請求を争い、訴訟を追行してまいりましたが、この度、当社が業務委託費相当額の返還義務を負うことを認める事情が存在しないことを理由に相手方の請求が棄却されました。

２．訴訟を提起したもの

(1) 名　称：ＰＤＢマーケティング株式会社
(2) 所在地：東京都中央区日本橋茅場町３－１１－１０
(3) 代表者：代表取締役 藤田 幹

３．　判決があった年月日及び裁判所

(1) 判 決 日：　平成 24 年２月 27 日（判決書送達日も同日）
(2) 裁判所名：　東京地方裁判所

４．　判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

(1) 原告の請求を棄却する。
(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

５．　今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、本件については、当社子会社の問題として原告との間で協議を行っており、今後開示すべき事項が発生するなどした場合には、速やかにお知らせいたします。

以上